# 騒音防止のしおり

延岡市

#### 1. 延岡市生活環境保護条例の目的(条例第1条)

この条例は、法令に特別の定めのあるものを除くほか、市民が健康で安全かつ快適な生活を営むに必要な生活環境を確保するため、事業者、市及び市民それぞれの責務を明確にし、市民の生活環境をまもるための施策の基本となる事項、その他必要な事項を定めることによりその施策の総合的推進を図り、もって市民の良好な環境を確保することを目的としています。

#### 2. 条例に基づく騒音規制 (条例第22条~)

条例に定める騒音発生施設から発生する騒音及び特定建設作業の施工に伴って発生する建設騒音並びに拡 声機騒音、飲食店営業等の深夜騒音について規制しています。

#### 3. 用語の説明

- (1)**騒音発生施設・・・・・**工場又は事業場に設置される施設のうち、著しい騒音を発生する施設で、「騒音発生施設」欄に記載した施設
- (2) 特定工場等・・・・・・・騒音発生施設を設置する工場又は事業場
- (3) 特定建設作業·····・建設工事として行なわれる作業のうち、著しい騒音を発生する作業であって「特定 建設作業」欄に記載した作業

#### 4. 騒音の規制地域

#### (1) 特定工場等騒音規制区域

- あ 第1種区域・・・良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域(主に第1種低 層住居専用地域・第2種低層住居専用地域等)
- い 第2種区域・・・住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域(主に第1種中高層住居 専用地域・第2種中高層住居専用地域・第1種住居地域・第2種住居地域・北川町の一 部の区域等)
- **う 第3種区域・・**住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域(主に近隣商業地域・商業地域・準工業地域・北方町及び北川町の一部の区域等)
- え 第4種区域・・・主として工業の用に供されている区域(主に工業地域・工業専用地域等)
- お その他の区域・・都市計画区域のうち、第1種区域から第4種区域までを除いた区域(市条例による)

#### (2) 特定建設作業騒音

#### 第1号区域

指定地域のうち、第1種区域、第2種区域、第3種区域の全域と第4種区域のうち学校、保育所、病院、 有床診療所、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね80m以内の区域

#### 第2号区域

指定地域のうち「第1号地域」以外の区域

### 特定工場等騒音

#### 5. 騒音発生施設(条例施行規則 別表第1)

#### 施設の名称と規模又は能力(中抜き数字と英文字、波線部は市条例によるもの)

- 1. 金属加工機械
  - (ア) **圧延機械**(原動機の定格出力の合計が22.5kW以上のものに限る)
  - (イ) 製管機械
  - (ウ) **ベンディングマシン** (ロール式のものであって、原動機の定格出力が3.75kW以上のものに限る)
  - (エ) **液圧プレス** (矯正プレスを除く)
  - (才)機械プレス(呼び加圧能力が294キロニュートン以上のものに限る)
  - (カ) **せん断機**(原動機の定格出力か3.75kW以上のものに限る)
  - (キ) 鍛造機
  - (ク) ワイヤーフォーミングマシン
  - (ケ) **ブラスト**(タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く)
  - (コ) タンブラー
  - (サ) 切断機(といしを用いるものに限る)
  - (a) 高速切断機
  - (b) 研磨機
  - (c) 自動施盤、ボール盤、中ぐり盤、平削盤、型削盤、フライス盤、歯切盤又はラジアル盤 (同一建物に5台以上設置するものに限る)
- 2. 空気圧縮機及び送風機 (原動機の定格出力が3.75kW以上のものに限る)
- 3. 土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機(原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る)
- **4. 織機** (原動機を用いるものに限る)
- 5. 建設用資材製造機械
  - (ア) **コンクリートプラント**(気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45㎡以上のものに限る)
  - (イ) アスファルトプラント (混練機の混練重量が200kg以上のものに限る)
  - (a) コンクリートブロックマシン
- **6. 穀物用製粉機**(ロール式のものであって、原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る)
- 7. 木材加工機械
  - (ア) **ドラムバーカー**
  - (イ) チッパー
  - (ウ) 砕木機
  - (エ) 帯のこ盤
  - (オ) 丸のこ盤(原動機の定格出力が0.75kW以上のものに限る)
  - (カ) かんな盤(原動機の定格出力が0.75kW以上のものに限る)
- 8. 抄紙機
- 9. 印刷機械 (原動機を用いるものに限る)
- 10. 合成樹脂用射出成形機
- 11. 鋳型造型機 (ジョルト式のものに限る)
- 💵 天井走行クレーン及び門型走行クレーン
- 13. クーリングタワー (原動機の定格出力が0.75kW以上のものに限る)
- 14. 集じん機
- 15. 冷凍冷蔵機(原動機の定格出力が3.75kW以上のものに限る)
- 16. 洗瓶機
- |17. **オイルバーナー** (ロータリーバーナー及びガンタイプバーナーを除く)
- 18. **遠心分離機**(原動機の定格出力が0.75kW以上のものに限る)
- 19. 石材引割機
- 20. スチームクリーナー
- 21. 板金又は製缶の作業場
- 22. **木材加工作業場** {業として電気のこぎり又は電気かんな等(この表中7-(オ)、7-(カ)に掲げる施設を除く)を使用 して木材の切削を行う作業場であって、建築工事の現場において臨時的に行う作業を除く}

#### 6. 特定工場等に係る騒音の規制基準(条例施行規則 別表第3)

時間の区分	昼間	朝夕	夜 間	
	午前8時から午後7時まで	朝 午前6時から午前8時まで	午後10時から翌日の午前6時まで	
区域の区分		タ 午後7時から午後10時まで		
第1種区域	45デシベル以下	40デシベル以下	40デシベル以下	
第2種区域	55デシベル以下	50デシベル以下	45デシベル以下	
第3種区域	65デシベル以下	60デシベル以下	50デシベル以下	
第4種区域	70デシベル以下	65デシベル以下	55デシベル以下	
その他の区域	55デシベル以下	50デシベル以下	45デシベル以下	

※第1種区域以外の区域で学校、保育所、入院施設のある病院、図書館、老人ホームの周囲50m以内の区域における規制基準は、表の基準から5デシベル減じた値とする(条例別表第3.備考7)

※工場、事業場の敷地の境界線における値

#### 7. 騒音発生施設の届出

届出の種類	内 容	様式	届出の期限	届出を怠った場合等の罰則
①騒音発生施設 設置使用届 (条例第23条) (条例第24条)	1. 騒音発生施設を設置する場合 2. 当該施設が新たに指定地域となった場合 3. 施設の一つが騒音発生施設になった場合	第1号	1. 騒音発生施設設置の工事開始の日の30日前まで 2. 指定地域となった日又は当該施設が騒音発生施設となった日から30日以内	
数等の変更届	①による届出に係る騒音発生施設の 種類ごとの数及び騒音防止の方法に 変更が生じた場合(※但し減少する場 合と直近の届出数の2倍以下の増加 は届出不要)	第2号 第3号	当該事項変更に係る工事開始の 日の30日前まで	未届出、虚偽の届出の場合 3万円以下の罰金 (条例第59条)
	①による届出に係る氏名、名称、住 所、所在地を変更した場合、又は騒 音発生施設全部を廃止した場合	様 第4号 第5号 <sup>※2</sup>	氏名等の変更があったとき、又 は廃止した日から30日以内	
④承継届 (条例第28条)	①の届出者の地位を承継した場合 (譲受、借受、相続、合併等)	第6号 ※2	承継があった日から30日以内	

- ※1 ①、②の場合の添付資料: i)付近見取図、ii)工場又は事業場の見取図、iii)施設の配置図
- 騒音発生施設の届出には正副各1部の提出が必要です。

## 特定建設作業

#### 8. 特定建設作業と規制基準 (条例施行規則 別表第五) (中抜き数字は市条例によるもの)

				規 #	∄ 基	準		
特定建設作業の種類	第1号、第2号 区域共通		第 1 号区域内			第2号区域内		
	音量	作業禁止	作業禁止	一日作業	同一場所	作業禁止	一日作業	同一場所
	口王	日	時間	時間	作業日数	時間	時間	作業日数
1. くい打機(もんけんを除く)くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く)を使								
<b>用する作業</b> (くい打機をアースオーガーと併用する作								
業を除く)								
2. ぴょう打機を使用する作業								
3. さく岩機を使用する作業(作業地点が連続的に								
移動する作業にあっては、一日における当該作業に係								
る2地点間の最大距離が50mをこえない作業に限る)								
4. 空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるもの	1							
であって、その原動機の定格出力が15kW以上のものに								
限る)を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く)								
5. コンクリートプラント (混練機の混練容量が0.		日曜日	午後 7 時	10時間を	連続6日	午後10時	14時間を	連続6日
45m <sup>3</sup> 以上のものに限る) <b>又はアスファルトプラント</b>	05 ID	7 0 114		'''				
(混練機の混練容量が200kg以上のものに限る) を設	85dB	その他	~翌日午	超えない	を超えな	~翌日午		を超えな
けて行う作業(モルタルを製造するためにコンクリ		の休日	前7時	こと	いこと	前6時	こと	いこと
ートプラントを設けて行う作業を除く)								
⑥. 電動工具を使用するはつり作業								
⑦. インパクトレンチを使用する作業								
窓.コンクリートカッターを使用する作業(作業)								
地点が連続的に移動する作業にあっては、1日におけ								
る当該作業に係る2地点間の最大距離が50mをこえな								
い作業に限る)								
③. ブルドーザー、パワーショベル、バックホ								
ウその他これに類する整地機又は掘削機を使用 する作業								
10. 振動ローラーを使用する作業								

- 上記のほか、緊急作業、災害復旧作業などには適用除外の特例があります。
- ※ 特定建設作業の場所の敷地境界線における値

#### 9. 特定建設作業の届出

届出の種類	内 容	様式	提出部数	届出の期限	届出を怠った場合等の罰則
特定建設作業実 施届 (条例30条)	第1号区域及び第2号区 域内で作業をする場合	様 第7号	※活什咨判	①特定建設作業開始の日 の7日前まで ②災害、緊急作業の場合 はすみやかに	未届出、虚偽の届出の場合 3万円以下の罰金 (条例59条)

※開始した日に終わる作業は、特定建設作業に該当しないため届出不要

## 拡声機騒音

#### 10. 拡声機使用の制限(条例第33条)

学校、保育所、病院、患者の収容施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホームの周囲50m以内の区域において商業宣伝を目的として拡声機を使用してはならない。ただし、祭礼その他地域の習慣となっている 行事、及び公共団体等が商業、観光宣伝を行う場合は除く。

また上記以外の場所での音量は、市長が告示した規制地域毎の規制基準の範囲内とする。ただし、広報その他公共のために使用する場合並びに災害、非常事態の場合は除く。

## 飲食店営業等騒音

#### 11. 飲食店営業等に係る深夜騒音の規制(条例第35条の2、3)

規制の対象となる飲食店等	深夜営業騒音の規制基準	深夜の営業騒音及び	
が 型の 対象 となる 飲食 店 寺	(条例施行規則 別表第11)	音響機器の使用について	
<ol> <li>食品衛生法施行令に規定する飲食店営業及び喫茶店営業(宮崎県公害防止条例の適用を受ける営業及び移動式店舗を除く。)</li> <li>遊泳場</li> <li>ボーリング場</li> <li>バッティング練習場</li> <li>アイススケート場</li> <li>ゴルフ練習場</li> <li>ダンスホール</li> <li>カラオケボックス</li> </ol>	# 1 ・ # 2 性低層任店専用地域 40 デンベル 中高層住居専用地域 1 住居地域、準住居地域 45 デンベル 近隣商業地域、商業地域、 50 デシベル 準工業地域 25 デシベル	飲食店営業等を営む者は、 午後10時から翌日の午前6 時までの間、左記の規制基準 を超えて騒音を発生させて はいけない。 ※午後11時から午前6時の 間は規則で定める音響機だ し防音対策等により外に音 が漏れない場合は、この限り でない。	

#### <身近にある騒音の例> 騒音レベル

飛行機のエンジンの近く	120 dB	騒がしい事務所の中、普通の会話	60 dB
自動車の警笛(前方2m)	110 dB	静かな公園、図書館の中	40 dB
電話のベル	70 dB	木の葉のすれ合う音	20 dB

#### <違反者に対し市長のなし得る処分等>

特定工場等騒音 : 計画変更の勧告(条例第26条)、改善勧告・改善命令(条例第29条)

特定建設作業騒音:改善勧告・改善命令(条例第31条)

届出等について、わかりにくい点があれば、下記までお問い合わせください。

延岡市 生活環境課 環境保全係

0982-22-7001 (直通) 0982-31-5515 TEL FAX